

令和2年第1回柳津町議会定例会会議録

第9日 令和2年3月10日（火曜日）

1. 出席議員は次のとおりである。

1番 松村 亮	6番 伊藤 純	9番 齋藤 正志
2番 新井田 順一	7番 田崎 信二	10番 鈴木 吉信
3番 岩渕 清幸	8番 菊地 正	11番 伊藤 昭一
5番 磯目 泰彦		

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席を求められ、出席した者は次のとおりである。

町 長 小林 功	建設課長 菊地 淳一
副町長 矢部 良一	保育所長 佐藤 清子
総務課長 金子 佳弘	教育長 神田 順一
出納室長 杉原 満	教育課長 横井 伸也
町民課長 新井田 理恵	公民館長 天野 美穂
地域振興課長 鈴木 秀文	

4. 会議に職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長 舩木 慎弥 主 査 鈴木 貴雄

5. 会議事件は次のとおりである。

日程第1	報告第1号	予算特別委員会付託案件審査結果報告
日程第2	議案第2号	柳津町公告式条例の一部を改正する条例について
日程第3	議案第3号	柳津町役場支所設置条例の一部を改正する条例について
日程第4	議案第4号	柳津町地域住民交流センター条例の一部を改正する条例について
日程第5	議案第5号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

について

- 日程第 6 議案第 6 号 柳津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 7 号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例に
ついて
- 日程第 8 議案第 8 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 9 号 柳津町保育所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 10 号 柳津町国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例に
ついて
- 日程第 11 議案第 11 号 柳津町町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 12 号 柳津町町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 13 号 柳津町若者定住促進住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 14 号 柳津町若者定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例につ
いて
- 日程第 15 議案第 15 号 柳津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例につ
いて
- 日程第 16 議案第 16 号 柳津町公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 17 号 辺地に係る公共的施設の総合計画の変更について
- 日程第 18 議案第 18 号 柳津町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 19 議案第 19 号 町道路線の廃止について
- 日程第 20 議案第 20 号 町道路線の認定について
- 追加日程第 1 議案第 43 号 工事請負契約の変更について
- 追加日程第 2 議案第 44 号 工事請負契約の変更について
- 追加日程第 3 議案第 45 号 工事請負契約の変更について

◎開議の宣告

○議長

ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程はお手元にお配りのとおりであります。

これより議事に入ります。



◎議案の審議

○議長

日程第1、報告第1号「予算特別委員会付託案件審査結果報告」についてを議題といたします。

予算特別委員会委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長、田崎信二君。

○予算特別委員会委員長（登壇）

おはようございます。

報告第1号

予算特別委員会付託案件審査結果報告

令和2年第1回柳津町議会定例会において、本委員会に付託された事件について3月4日、5日、6日の3日間、執行部より各主管課長等・班長の出席を求め、慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第32号、令和2年度柳津町一般会計予算、

議案第33号、令和2年度柳津町土地取得事業特別会計予算、

議案第34号、令和2年度柳津町国民健康保険特別会計予算、

議案第35号、令和2年度柳津町後期高齢者医療特別会計予算、

議案第36号、令和2年度柳津町介護保険特別会計予算、

議案第37号、令和2年度柳津町簡易水道事業特別会計予算、

議案第38号、令和2年度柳津町町営スキー場事業特別会計予算、

議案第39号、令和2年度柳津町農業集落排水事業特別会計予算、

議案第40号、令和2年度柳津町下水道事業特別会計予算、

議案第41号、令和2年度柳津町簡易排水事業特別会計予算、

議案第42号、令和2年度柳津町林業集落排水事業特別会計予算については、原案どおり

可決すべきものと決定しました。

なお、意見として別紙のとおり報告いたします。

令和2年3月10日

柳津町議会予算特別委員会

委員長 田 崎 信 二

柳津町議会議長 伊 藤 昭 一 殿

以上です。

○議長

お諮りいたします。

ただいまの予算特別委員会委員長報告のとおり、決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、議案第32号「令和2年度柳津町一般会計予算」、議案第33号「令和2年度柳津町土地取得事業特別会計予算」、議案第34号「令和2年度柳津町国民健康保険特別会計予算」、議案第35号「令和2年度柳津町後期高齢者医療特別会計予算」、議案第36号「令和2年度柳津町介護保険特別会計予算」、議案第37号「令和2年度柳津町簡易水道事業特別会計予算」、議案第38号「令和2年度柳津町町営スキー場事業特別会計予算」、議案第39号「令和2年度柳津町農業集落排水事業特別会計予算」、議案第40号「令和2年度柳津町下水道事業特別会計予算」、議案第41号「令和2年度柳津町簡易排水事業特別会計予算」、議案第42号「令和2年度柳津町林業集落排水事業特別会計予算」については、予算特別委員会委員長の報告のとおり可決決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第2、議案第2号「柳津町公告式条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

おはようございます。

提案理由の説明をいたします。

議案第2号「柳津町公告式条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、柳津町役場西山支所掲示場について、旧西山中学校を利活用した複合施設へ移転することに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

おはようございます。

それでは、議案第2号柳津町公告式条例の一部を改正する条例につきまして補足してご説明申し上げます。

2ページをお開きください。

本条例は、役場西山支所の掲示場が旧西山中学校を活用した複合施設へ移転することに伴いまして、住所が大字砂子原字居平「240番の1」から「406番地」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和2年5月7日より施行するものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第2号「柳津町公告式条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



○議長

日程第3、議案第3号「柳津町役場支所設置条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第3号「柳津町役場支所設置条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、柳津町役場西山支所について、旧西山中学校を利活用した複合施設へ移転することに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、議案第3号柳津町役場支所設置条例の一部を改正する条例につきまして補足してご説明申し上げます。

4ページをお開きください。

本条例の改正につきましても、先ほどご説明申し上げました柳津町公告式条例の一部を改正する条例と同様の内容となっております。支所の位置を大字砂子原字居平「263番」から「406番地」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和2年5月7日から施行するものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第3号「柳津町役場支所設置条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第4、議案第4号「柳津町地域住民交流センター条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第4号「柳津町地域住民交流センター条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、柳津町地域住民交流センターについて、旧西山中学校を利活用した複合施設へ移転することに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、議案第4号柳津町地域住民交流センター条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

6ページをお開きください。

第1条でございます。第1条につきましては設置でございます。1条の中の「農業経営の

合理化及び農家生活の改善を促進し、もって農村社会の健全な発展を」を「子育て支援及び地域医療と高齢者福祉の充実」に改めるものでございます。

同条に次の2項を加えるということで、第2項、交流センターに次の施設を設置する。1、柳津町役場西山支所、2、柳津町立西山公民館、3、柳津町立西山保育所、4、柳津町国民健康保険診療所西山出張所。

3項といたしまして、第2項において設置する設置の条例等につきましては、別に定めるものでございます。

また、その下の位置でございます。位置につきましては、柳津町大字砂子原字居平「260番」を「406番地」に改めるものでございます。

別表でございます。別表につきましては、今現在の使用料をもとに算定しているところでございます。

7ページでございます。

基本料金は4時間といたしまして、追加料金につきましては、基本料金を使用後1時間増すごとにとします。また、営業行為につきましては、当該の使用料の2倍とするものでございます。

附則につきましては、この条例は令和2年5月7日から施行するものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第4号「柳津町地域住民交流センター条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第5、議案第5号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第5号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、働き方改革を推進するための関係法律整備に関する法律により罰則付の時間外労働の上限規制等が導入されたことに伴い、職員の時間外勤務命令を行うことができる上限を定めることについて所要の改正を行うとともに、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づきフレックスタイム制の対象として障害者である職員を追加することについて、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、議案第5号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

9ページをお開きください。

第8条に次の1項を加える。これにつきましては、超過勤務でございます。

3項、前項に規定するもののほか、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は規則で定める。これにつきましては、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により、罰則付の時間外労働者の上限規制等が導入され昨年から施行されたことに伴いまして、地方公務員につきましても、超過勤務時間に関する条件に関する均衡の原則ということで、改正されました人事院規則の内容を踏まえて超過勤務の命令を行うことができるというものの上限を定めるものでございます。

また、その下の第8条2項2の見出し中、「職員」の中に「及び障害がある職員」を加え

るというものにつきましては、あわせて、職員の勤務時間、休暇等に関する条例で週休日の設定が可能なフレックスタイムを定めている市町村においては、当該フレックス制の対象として障害者である職員を追加するものでございます。

また、その下の3項でございます。任命権者とはということで、障害者の雇用の促進に関する法律に規定する障害者である職員のうち、対象障害者である職員が規則で定めることによりまして、障害者の特性に応じた勤務をする場合につきましては、今後の障害に支障がある場合を除きまして規則で定めるところで、早出、遅出勤務をさせることができるということの改正でございます。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第5号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第6、議案第6号「柳津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第6号「柳津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改

正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、県の人事委員会の勧告に伴い、柳津町議会議員の期末手当について所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、議案第6号柳津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

11ページをお開きください。

本改正につきましては、県に準拠して0.05%を引き上げるというものでございます。なお、6月・12月の支給月につきましては、支給率を同率にするという考え方でございます。

第5条第2項中、6月に支給する場合には「100分の162.5」、12月に支給する場合につきましては「100分の162.5」をそれぞれ「100分の165」に改めるものでございます。

なお、この条例につきましては、令和2年4月1日から施行するものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第6号「柳津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



○議長

日程第7、議案第7号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第7号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、県の人事委員会の勧告に伴い、町長等の期末手当について所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、議案第7号町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明を申し上げます。

13ページをお開きください。

本条例の改正につきましては、先ほどご説明申し上げました柳津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例と同様の内容となっております。期末手当の率を100分の5上げまして、それを6月期、12月期に平準化を図るという考え方でございます。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第7号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第8、議案第8号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第8号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、県の人事委員会の勧告による通勤手当の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、議案第8号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明を申し上げます。

15ページをお開きください。

第12条第2項第1号及び第3号中というものでございます。これにつきましては、通勤手当の改正でございます。本条例につきましては、県人事院勧告県の条例改正に準拠し、通勤

手当を改正するものであります。金額につきましては「6万3,000円」を「6万4,000円」に改正するものでございます。

附則といたしまして、令和2年4月1日から施行するものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第8号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第9、議案第9号「柳津町保育所設置条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第9号「柳津町保育所設置条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、柳津町立西山保育所について、旧西山中学校を利活用した複合施設へ移転することに伴い所要の改正を行うとともに、入所定員を変更することについて所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、保育所長に説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

保育所長。

○保育所長（登壇）

おはようございます。

議案第9号柳津町保育所設置条例の一部を改正する条例について、補足して説明いたします。

17ページをお開きください。

本改正の内容としまして、柳津町立西山保育所の移転に伴い住所を別表中「北ノ沢676」を「居平406」に、入所定員「40」を「20」に改めるものであります。

附則としまして、この条例は令和2年5月7日から施行するものであります。

以上で補足説明をおわります。

よろしく申し上げます。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第9号「柳津町保育所設置条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第10、議案第10号「柳津町国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第10号「柳津町国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、柳津町国民健康保険診療所西山出張所について、旧西山中学校を利活用した複合施設へ移転するに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明させていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

おはようございます。

それでは、議案第10号柳津町国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例について、補足してご説明申し上げます。

19ページをお開きください。

旧西山中学校を利活用した複合施設に柳津町国民健康保険診療所西山出張所を移転することに伴い、柳津町国民健康保険診療所設置条例、昭和56年柳津町条例第13号の一部を改正するものであります。

第1条第2号中、西山出張所設置地番を「240番地3」を「406番地」に改めるものであります。

附則といたしまして、令和2年5月7日から施行するものであります。

補足説明は以上です。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第10号「柳津町国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第11、議案第11号「柳津町町営住宅条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第11号「柳津町町営住宅条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、昭和63年建設の長坂教員住宅を町営住宅へ変更することに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

おはようございます。

議案第11号柳津町町営住宅条例の一部を改正する条例について、補足して説明いたします。

21ページをお開きください。

柳津町町営住宅条例の一部を次のように改正するものであります。

別表に次のように加えるものでございます。団地名に長坂第2、位置としまして柳津町大字砂子原字長坂859番地10。建設年度昭和63年、戸数については2ということでございます。

改正理由としましては、現在、教育課が所管します長坂教員住宅でございますが、現在6

戸あるうち4戸があいている状況が続いておりますので、そのうち2戸を町営住宅に変更するものでございます。

附則としまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第11号「柳津町町営住宅条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第12、議案第12号「柳津町町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第12号「柳津町町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、昭和63年建設の長坂教員住宅を町営住宅へ変更することに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

議案第12号柳津町町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について、補足して説明いたします。

23ページをお開きください。

柳津町町営住宅等管理条例の一部を次のように改正するものでございます。

別表に次のように加えるものでございます。団地名としまして、長坂第2、建設年度、昭和63年、家賃月額としまして2万8,500円でございます。

改正理由としまして、これは、前議案で教育課より移管となります住宅の家賃を定めるものであります。なお、家賃につきましては、他の町営住宅と同様の方法を用いて算出しております。

附則としまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第12号「柳津町町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第13、議案第13号「柳津町若者定住促進住宅条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第13号「柳津町若者定住促進住宅条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、令和2年から柳ヶ丘地内の新たな定住促進住宅について、所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

議案第13号柳津町若者定住促進住宅条例の一部を改正する条例について、補足して説明いたします。

25ページをお開きください。

柳津町若者定住促進住宅条例の一部を次のように改正するものでございます。

別表に次のように加えるものでございます。団地名として柳ヶ丘、位置としまして柳津町大字柳津字井戸尻甲272番地1でございます。用途区分につきましては若者定住促進、建設年度につきましては令和2年、戸数につきましては20戸でございます。

改正理由としましては、現在、柳ヶ丘に建設中の4階建て20戸の住宅について、若者定住促進住宅として追加するものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第13号「柳津町若者定住促進住宅条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第14、議案第14号「柳津町若者定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第14号「柳津町若者定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、令和2年から柳ヶ丘地内の新たな定住促進住宅について、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

議案第14号柳津町若者定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例について、補足して説明いたします。

27ページをお開きください。

柳津町若者定住促進住宅管理条例の一部を次のように改正するものであります。

別表に次のように加えるものとございます。団地名として、柳ヶ丘、用途区分として、若者定住促進、建設年度が令和2年、家賃月額につきましては4万2,500円、第1子を扶養する者の家賃としまして3万7,200円、第2子を扶養する者の額としまして3万3,000円、第3

子を扶養する者の家賃としまして2万8,800円、第4子以上を扶養する者の家賃としまして1万2,500円でございます。

改正理由としましては、前議案で現在、柳ヶ丘に建設中の若者定住促進住宅20戸の家賃を定めるものでございます。

なお、家賃につきましては、長坂団地の若者定住促進住宅と同様の方法を用いて算出しておりまして、18歳未満の子供の人数に応じて家賃が変動する住宅とするものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第14号「柳津町若者定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第15、議案第15号「柳津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第15号「柳津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、消防団活動における捜索活動に係る費用弁償について、所要の改正を行うもので

あります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、議案第15号柳津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

29ページをお開きください。

柳津町消防団設置等に関する条例の一部を次のように改正するというので、第16条第1項に次のただし書きを加える。「ただし、行方不明の搜索活動の場合は、別に定める柳津町消防団の行方不明者の搜索活動に関する実施要綱によるものとする」ということで、本条例は、消防団活動における搜索活動に係る費用弁償について改正するものでございます。

町民が行方不明で搜索日数が暦日3日以内の搜索の費用につきましては、町が負担するものでございます。また、町民が行方不明で、かつ搜索の日数を延長し暦日4日以降の搜索費用、または、町民外に行方不明者の搜索費用につきましては、行方不明者または搜索依頼者が負担するというものでございます。金額につきましては、1万円ということになっております。

以上で補足説明を終わります。

よろしくお願いたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第15号「柳津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第16、議案第16号「柳津町公民館条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第16号「柳津町公民館条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、柳津町立西山公民館について、旧西山中学校を利活用した複合施設へ移転することに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、公民館長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

公民館長。

○公民館長（登壇）

おはようございます。

それでは、議案第16号柳津町公民館条例の一部を改正する条例について、補足してご説明申し上げます。

31ページをお開きください。

西山公民館が複合施設へ移転するのに伴いまして、柳津町立西山公民館の位置を柳津町大字砂子原字居平「263番地」から「406番地」に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は令和2年5月7日から施行するものでございます。

どうぞよろしく申し上げます。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第16号「柳津町公民館条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

ここで暫時休議します。

再開は11時5分といたします。(午前10時54分)

○議長

それでは、議事を再開いたします。(午前11時05分)

◇ ◇ ◇

○議長

日程第17、議案第17号「辺地に係る公共的施設の総合計画の変更について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(登壇)

議案第17号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」提案理由を説明いたします。

本案は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の事業内容及び事業費等の変更に伴い、本計画を変更するものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、議案第17号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につきまして、補足してご説明申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のため、財政上の特別措置法に関する法律第3条第1項の規定に基づき、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更するものでございます。

33ページをお開きください。

総合整備計画書でございます。猪鼻辺地でございます。これにつきましては、柳津町の大字細八、大柳、大字猪倉野、大字軽井沢の全部でございます。

続いて、35ページをお開きください。

公共的施設の総合整備計画の変更対比表でございます。猪鼻辺地でございます。これにつきましては、消防施設整備事業として防火水槽40トン級を2基、大野、塩野で需用費1,600万円でございますが、変更後につきましては、右側の耐震性貯水槽40トン級を3基ということで、大野、塩野、軽井沢で事業費が2,600万円、うち一般財源のうちの辺地事業の予定額が2,600万円でございます。

合計といたしまして、事業費3億4,250万円から事業費3億5,250万円とし、一般財源についての辺地の予定額につきましては、1億3,370万円から1億4,370万円と変更するものでございます。

続いて、36ページをお開きください。

西山西部辺地でございます。これにつきましては、大字冨中、芋小屋、大成沢、琵琶首の全部でございます。

これにつきましては、38ページをお開きください。

公共的施設の総合整備計画変更対比表でございます。消防施設整備事業として小型動力ポンプ更新、漆峠1台につきましては、右側の変更ということで2台ということで、大成沢、漆峠で441万6,000円ということでございます。うち辺地の事業予定につきましては、210万円から440万円とするものでございます。

続いて、消防施設整備事業の耐震性の貯水槽40トン級1基800万円でございます。これにつきましては、同じように耐震性の貯水槽1基ということで、芋小屋地区で内容等の事業に

変更が起きたためということとで事業費が1,100万円、うち辺地の予定額が1,100万円でございます。

スクールバス整備事業費、14人乗り1台でございます。これは350万円、事業費でございますが、変更後につきましては、14人乗り1台、29人乗り1台ということで、1,478万8,000円とするものでございます。これにつきまして一般財源の辺地につきましては、1,470万円を予定しているところでございます。

合計につきましては、変更前が5,690万6,000円でございます。うち辺地につきましては、3,600万円でございますが、変更後につきましては、合計事業費につきましては7,350万4,000円、うち辺地予定額につきましては5,250万円となります。

続いて、39ページ、西山東部辺地でございます。辺地につきましては、久保田、牧沢、四ツ谷、全部でございます。

これにつきまして41ページをお開きください。

公共的施設の総合整備計画の変更対比表でございます。急傾斜地の雪崩防止対策事業債の県への負担金でございます。変更前につきましては、事業費1,696万円、変更後につきましては1,750万円ということで、事業費に変更が生じたためでございます。

合計につきましては、事業費としまして3億8,130万1,000円、辺地につきましては2億1,050万円、変更後につきましては、事業費3億8,184万1,000円、うち辺地の予定額につきましては2億1,110万円でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第17号「辺地に係る公共的施設の総合計画の変更について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



○議長

日程第18、議案第18号「柳津町過疎地域自立促進計画の変更について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第18号「柳津町過疎地域自立促進計画の変更について」提案理由を説明いたします。

本案は、過疎地域自立促進計画の変更に伴い、提案するものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、議案第18号柳津町過疎地域自立促進計画の変更につきまして、補足してご説明申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、柳津町過疎地域自立促進計画を別紙のとおり変更するものでございます。

43ページをお開きください。

過疎地域自立促進市町村計画変更でございます。左側が変更後、右側につきましては変更前でございます。産業の振興につきましては、今回、計画につきましては平成28年から令和2年度までの計画となっております。産業の振興につきましては、基盤整備、ライスセンター整備事業、産地パワーアップ事業、観光またはレクリエーションの中では、会津柳津駅整備事業、源泉供給整備事業が新たに皆増となったものでございます。

続いて、その下の15ページでございます。交通通信体系の整備、情報化及び地域間の交流の促進の中で、道路でございます。道路ストック総事業につきましては、現在、右側に道路整備の道路舗装及び橋梁の点検がございますが、追加といたしまして、トンネルの漏水工事1カ所、トンネル照明工事2カ所が計上されております。また、新たに安久津4号線の新設

工事が追加になったものでございます。

続いて、44ページをお開きください。

生活環境の整備といたしまして、同じように産業廃棄物施設のごみ処理施設につきましては、滝原ごみ処理場の管理事業費が追加になったものでございます。また、県消防施設の消火栓整備事業、軽積載車整備事業、その他独身住宅整備事業が皆増になったものでございます。

また、その下の8番目、地域文化の振興等につきましては、地域文化振興等の振興施設につきましては、斎藤清美術館につきましては消火設備の設置の工事が追加になったものでございます。

その下の教育の振興でございます。これにつきましては、学校給食費の無償化事業ということで皆増になったものでございます。

45ページから50ページまでは、その計画の詳細でございます。

なお、50ページの下のほうにございます総計でございます。変更前につきましては84億3,185万5,000円だったものが、変更前につきましては80億3,263万5,000円ということで、金額としまして変更後につきましては、3億9,922万円の増となるものでございます。

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第18号「柳津町過疎地域自立促進計画の変更について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



○議長

日程第19、議案第19号「町道路線の廃止について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第19号「町道路線の廃止について」提案理由を説明いたします。

本案は、道路法の規定に基づき、町道の廃止について提案するものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

議案第19号町道路線の廃止について、補足して説明いたします。

道路法第10条第3項の規定により、別紙のとおり廃止するものであります。

52ページをお開きください。

町道廃止調書でございますが、藤塩峯線について、改良によりまして新たな道路を開設したことにより、これまでの藤塩峯線、路線番号2028号を廃止するものでございます。

次の53ページが廃止する路線の位置図となっております。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第19号「町道路線の廃止について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



○議長

日程第20、議案第20号「町道路線の認定について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第20号「町道路線の認定について」提案理由を説明いたします。

本案は、道路法の規定に基づき、町道の認定について提案するものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

議案第20号町道路線の認定について、補足して説明いたします。

道路法第8条第2項の規定により、別紙のとおり認定するものでございます。

55ページをお開きください。

町道認定調書であります、新たに道路を開設した部分について、路線番号2028号として新認定するとともに、廃止しました藤塩峯線の起点から新たに開設した道路までの部分につきまして路線番号2093号として再認定するものでございます。

なお、56ページ、57ページに地図で表示してある部分が新認定の路線でございます。

以上であります。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第20号「町道路線の認定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

お諮りいたします。

本議会の各常任委員会による所管事務調査については、実施をすることとし、調査時期については別途協議としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、ただいまのとおり決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

次に、本日の議事日程に追加される議案があります。

本日の議事日程に議案第43号「工事請負契約の変更について」、議案第44号「工事請負契約の変更について」、議案第45号「工事請負契約の変更について」が町長から提出されました。

お諮りいたします。

これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3として議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、議案第43号、議案第44号、議案第45号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。



○議長

追加日程第1、議案第43号「工事請負契約の変更について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第43号「工事請負契約の変更について」提案理由を説明いたします。

本案は、柳津町防災行政無線（同報系・移動系）デジタル化改修工事に変更が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、議案第43号工事請負契約の変更について、補足してご説明申し上げます。

平成30年6月15日議決同日契約の柳津町防災行政無線（同報系・移動系）デジタル化改修工事請負契約の事項中、下記のとおり変更したいので議会の議決を求めるものでございます。

変更すべき事項につきましては、契約金額2億3,885万300円でございます。これにつきましては、当初、実施計画につきましては5億1,000万円ほどの実施計画でございましたが、請負につきましては2億1,600万円ということで42%減になったものでございます。

地盤調査した結果、くい基礎工法という形で、大峯の中継地につきましては工事が大幅に1,600万円ほど増加になったものでございます。あわせて、屋内の拡声器の子機につきましても、景観に影響しているということで景観整備をしまして塗装したところでございます。あわせて、戸別受信機につきましても、同じように精査した結果でございます。

変更につきましては、5,000万円ほどの変更になりましたが、請け差の関係、42%という形でございますので、その42%の請け差で今回2,285万300円ほど増加になったものでございます。

以上でございます。

よろしくお願いたします。

○議長

これより質疑を許します。

5番、磯目泰彦君。

○5番

それでは、質問させていただきたいと思います。

この防災無線については、いろいろとあるわけでございますけれども、今回補正増額ということで説明を今いただきましたが、この変更内容について、もう少々突っ込んだところまで説明をいただきたいというのが1点と、今回の補正、アンテナも含まれているようなので、この補正によって聞こえづらいということのないというような、解消に向けた補正であるというふうな理解でいいのかどうか。その2点についてお聞きしたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

それでは、お答えいたします。

まず、景観形成に配慮する必要があるということで、親機及び屋内の拡声機27機につきまして新たに景観に合わせた塗装を行いました。324万円ほどになります。これは直交でございます。

また、一番多かったものにつきましては、大峯地区のくいの基礎工法としまして、それにつきましては1,653万円ほど増加になったものでございます。

また、ダイポールアンテナが594から900本、戸別受信機が1,300台から1,250台に変更になったものに伴いましてでございます。これにつきましては、120万円ほどの増加になっております。

金額につきましては、以上でございます。

当初、請け差がやはり5億円から2億円という形で42%、持っていた経過がございます。当初で変更があるのではないかとということで軽微な変更であれば20%ということで2億1,600万円の20%、4,320万円につきましては今年度の当初予算で予定していたところでございます。その結果、路盤がやはり弱かったということがわかりましたので、その分でくいの基礎工事に多大なお金がかかったということでございます。

また、今現在も聞こえづらいということがございます。それにつきましては、何回か言っ

ていても、途中で、聞こえているんだけど、聞こえなくなってしまうというような事象がありまして、それにつきましては、今どうやったらできるかということで穴を開けないで窓を伝ってやったり、いろんな工夫をしながら整備しているところでございます。

また、今現在につきましてもやはり、実はという形で聞こえなかったということもございまして、それについては今対応するような形で、この分につきましては中身を精査しながら契約変更を行ったところでございます。

以上でございます。

よろしく申し上げます。

○議長

5番、磯目泰彦君。

○5番

聞こえづらいということで話が出ていたということで、今回子機ということもアンテナということでやっているということで、説明は了解したんですが、これだけのアンテナと子機ということで、戸数的にも多いということもあります。当初の全体の工期というのが3月末ということで理解していたんですが、全体の工事というのはこれを含めて完了できるものなのか、その点についてお聞きしたい。

○議長

総務課長。

○総務課長

今現在、3月末を目指して工事をしているところでございます。それでもなお聞こえないという方もあるかと思いますが、それにつきましては、やはり町のほうで設置してあることにつきましてはやはり聞こえないと意味がないということでございますので、いろいろ工夫しながら対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長

5番、磯目泰彦君。

○5番

対応ということで、外部アンテナということの頭で対応ということだと思っておりますけれども、それ以外にも対応の仕方というのがあるのではないかなと私なりに調べたんですけれども、いろんな形で別な、増幅をさせるとか、別に中継の中継を設けるみたいな、そんな形で別な方法というのは考えられるかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長

総務課長。

○総務課長

別な方法という形、やはりいかに電波を増幅するかという形で増幅器を設置したり、どうしたらいいかということで、場所と方向もありまして、その後、機密性、やはり今、家屋につきましては、高断熱で全然穴も開けてだめだということもございます。中にはご理解をいただきまして屋外につけるという形もいいたろうという話をいただきながら、なるべくいろんな意見を聞きながら、やはりどうしたらできるかということ、聞こえるかということに対応してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長

5番、磯目泰彦君。

○5番

終わります。

○議長

10番、鈴木吉信君。

○10番

この防災無線の問題なんですが、やはり町として……

○議長

起立をして。

○10番

最初から言うと、業者を決定する中において、ちょっと何か不備な点があったのではないかと、そのような思いがあるんですが。我々思っている中において、業者さんがやっている中の工事が、何か商売人が、専門的な方がやっているような状況でなくて、何か素人の方がやっているような感じがするわけなんです。それで、やはり安ければよかった、それではなくて、最初の入札等に参加していただく業者の選定が間違っていたのではないかと、そのような思いをするんですが、今現在で町としてどのように考えておられますか。

○議長

総務課長。

○総務課長

デジタル無線につきましては、やはり全国的に今、制度改正という形で、今までのアナロ

グが使えないと。規格が決まっております。それにつきまして、柳津町としてはメーカー、つくっているところを入札させたところでございます。それにつきましては、全国的な共通仕様書に基づきまして移動系、同報系につきましては整備したところでございます。金額がたまたま予算的には5億だったのが2億になったという経過はございますが、選定とか何かにつきましては、間違ったものではないというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長

10番、鈴木吉信君。

○10番

わかりました。

○議長

ほかにございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第43号「工事請負契約の変更について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

追加日程第2、議案第44号「工事請負契約の変更について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(登壇)

議案第44号「工事請負契約の変更について」提案理由を説明いたします。

本案は、旧西山中学校改修工事に変更が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、議案第44号工事請負契約の変更について、補足してご説明申し上げます。

令和元年6月14日議決同日契約の旧西山中学校改修工事請負契約の事項中、下記のとおり変更したいので議会の議決を求めるものでございます。

変更すべき事項につきましては、契約金額6億1,675万3,500円でございます。これにつきまして減額分につきましては、アスベストの除去分が3,000万円ほど減額になっております。増額になったものにつきましては、床等の木製建具等、木工の建具、左官等の工事、また、エレベーター、電気設備等の工事が増額になりまして、最終的には470万円ほどの減額になったものでございます。

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第44号「工事請負契約の変更について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

追加日程第3、議案第45号「工事請負契約の変更について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第45号「工事請負契約の変更について」提案理由を説明いたします。

本案は、町営住宅建設工事に変更が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

議案第45号工事請負契約の変更について、補足してご説明いたします。

令和元年5月20日に議決をいただきました柳ヶ丘に建設中の町営住宅建設工事につきまして、施工時の施工内容に変更が生じたため、工事請負費1,101万5,400円を増額するものでございます。

主な増額の内容といたしましては、掘削施工方法であります。当初は土砂掘削として設計しておりましたが、地盤が岩盤であったことから、岩を砕いて掘削する施工に変更したため、掘削機械の変更やまた埋め戻しの土砂を購入土に変更し、残土については処分をしたため、積込・運搬・処分費を追加変更しております。

また、自動火災報知機の仕様を、住宅火災の教訓から、1カ所で感知すれば全ての世帯に通知が行くよう仕様を変更しております。さらに、共用廊下の天井に煙が充満し明かりが見えなくなったということがありましたので、廊下にセンサーを設置し共用廊下の保安灯が点灯し避難しやすくなるよう変更しております。

変更すべき事項でございますが、1、契約金額7億2,601万5,400円であります。

以上であります。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

3番、岩淵清幸君。

○3番

建設課長にお伺いいたします。

今回、合わせて3件の変更が上がっているわけですが、一般的に土木工事等において変更が生ずることはまああるんだろうと思いますが、監督員との協議の上、いろんな施工方法の変更とかあると思いますが、一般的に、どういう事案が発生したときに金額の変更というようになるのか。具体的な事例がありましたら教えていただきたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長

お答えいたします。

一般的に工事の変更が生じる場合といたしますと、発注時点で予測し得なかった土質条件とか地下水等が現地で確認された場合が想定される1つでございます。

例えば、道路工事とか防火水槽の工事などで掘削が必要な場合に、当初の設計では土砂掘削で設計を見ていたものが、実際に掘削してみたところ岩盤が出てきたなど、実際に掘削してみないとわからないものがございます。

また、同様の工事などにおきまして、土砂を掘削したところ湧水があるために施工に支障が出る場合がございますので、そういった場合には暗渠管などを入れて湧水処理を行うなど、そういったものも変更の対象となります。

また、土砂掘削をしたところ、当初の設計では地下に埋設物がないものとして設計していましたが、例えば個人で設置した水道管とかN T T管などが出てきた場合なども、変更の対象となります。

そういった変更の対象事案が出てきた場合は、発注者のほうと協議をしまして施工していくこととなります。最終的には、変更事案を取りまとめて請負代金の変更ということになります。

また、変更金額の算出方法ということで簡単にご説明いたしますと、例えば、ある工事の予定価格が1,000万円だったとしまして、落札金額が900万円だったとします。そうすると、予定価格の90%で落札できたこととなります。これを請け差率というふうに呼んでおります。ここで、先ほど申し上げたように、工事内容に変更が生じたとしますと、発注者側では変更設計をして変更金額を計算いたします。例えば、金額をわかりやすくするために100万円の

増額だったとします。そうしますと、変更設計額100万円に請け差率、先ほどの90%を掛けますと、90万円が現契約額に上乗せする金額となりまして、当初の契約金額900万円に90万円をプラスしまして変更後の契約金額となります。

以上であります。

○議長

3番、岩淵清幸君。

○3番

大変わかりやすい説明、ありがとうございました。ま、そういう変更が生じることが多いというふうに認識してよろしいでしょうか。その1点だけお伺いして、終わります。

○議長

建設課長。

○建設課長

議員おただしのおり、工事を進めていく中で場合によっては変更が生じていきますので、そういったものは発生するものというふうに思っております。

以上であります。（「終わります」の声あり）

○議長

ほかにございせんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第45号「工事請負契約の変更について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

以上をもって本定例会の議事日程は全て終了いたしました。

◇ ◇ ◇

◎閉会の議決

○議長

お諮りいたします。

これをもって閉会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、令和2年第1回柳津町議会定例会を閉会といたします。

長時間に及ぶ審議まことにお疲れさまでございました。(午前11時47分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

柳津町議会 議長 伊藤 昭一

同 議員 菊地 正

同 議員 齋藤 正志

同 議員 鈴木 吉信